

川崎市消防局訓令第6号

局内一般

消防署

川崎市救急業務実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市消防長 望月 廣太郎

## 川崎市救急業務実施規程の一部を改正する訓令

川崎市救急業務実施規程（平成23年消防局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）、救急救命士法（平成3年法律第36号。以下「救命士法」という。）、救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号。以下「救命士規則」という。）、救急業務実施基準（昭和39年自消甲教発第6号）及び救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号。以下「処置基準」という。）に基づき川崎市が行う救急業務の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第2条第6号を次のように改める。

（6）救急救命士とは、救命士法第2条第2項に規定する者で、第38条第2項に定める教養を受けた者をいう。

第2条中第14号を第15号とし、第8号から第13号を1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

（8）特定行為とは、救命士規則第21条に規定する救急救命処置をいう。

第2条に次の1号を加える。

（16）川崎市救急ワークステーションとは、救急救命士が行う救急救命処置に関する技能の向上を図ることを目的として、市立川崎病院内に設置された研修施設をいう。

第7条を次のように改める。

(救急隊の編成)

第7条 救急隊は、救急自動車1台に救急隊員3人以上をもって、又は航空機

1機に救急隊員2人以上をもって編成する。ただし、傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する場合で、規則第50条に規定する要件を満たす場合には、救急自動車1台に救急隊員2人をもって編成することができる。

2 消防長は、状況により医師、看護師その他医療関係者の搬送又は特殊な救急用資器材の搬送が必要と認めるときは特別な任務を付与した救急隊を、一時的に救急需要が増加し、又は増加が見込まれるときは非常用救急自動車をもって編成する救急隊を、編成することができる。

3 救急隊は、救急隊長及び隊員（機関員を含む。以下同じ。）をもって構成し、そのうち1人以上は救急救命士とする。

4 救急隊員に事故あるときは、救急資格者をもって充てる。

第8条中「、次の各号のいずれかに該当する者」を「、救急資格者」に、「、消防司令補」を「又は消防司令補」に、「、救急隊員」を「、隊員」に改め、同条各号を削る。

第9条の見出しを「（救急隊員等の現況管理）」に改め、同条中「、救急隊員」を「、前条に定める救急隊員及び救急救命士のうち消防署長が必要と認める者」に改める。

第10条第1項中「救急隊員」を「隊員」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 救急隊長は、上司の命を受け隊員を指揮監督し、救急業務の処理並びに傷病者及び隊員の安全管理に努めるとともに、平素から技能の向上を図るため、隊員に対して必要な指導を行わなければならない。

第16条中「第12条の2第6項」を「第12条の2第8項」に改める。

第17条第2項中「（平成17年消防局訓令第8号）」を「（平成28年消

防局訓令第3号) 」に改める。

第28条第3号中「第7条、第21条、第26条及び第47条」を「第21条、第26条、第44条の9及び第47条」に改める。

第30条中「、准看護師」の次に「、救命士法第2条第2項に規定する救急救命士」を加える。

第30条第2項中「、准看護師」の次に「、救命士法第2条第2項に規定する救急救命士」を加える。

第38条第1項中「救急救命士及び」を削り、同条第3項に次の1号を加える。

(3) 特定行為を実施する上で必要な研修

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。